

感染拡大時における濃厚接触者となった社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）・医療従事者の業務への従事について

1 概要

石川県における社会機能、医療提供体制維持のため、**必要な場合に限り**、濃厚接触者の就業を可能としたり、医療従事者の従事を認めたりすることができます。

<条件>

- ①社会機能維持者（別紙参照）については、所属する事業者が、当該**社会機能維持者の業務の従事が事業の継続に必要**であると認めていること。医療従事者が従事する場合については、管理者が**他の医療従事者による代替が困難**であると認めていること。
- ②**無症状**であること。
- ③検査を実施し、**陰性**が確認された場合であること。
- ④感染者との最終接触日から10日間は、不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けることに協力いただけること。



※対象者の業種、検査方法によって、検査の時期、回数が異なります。

		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目
社会機能維持者 ※医療従事者含む	PCR	最終接触	不要不急の外出自粛					検査 →就業可	検査せずに就業可 ※ただし、業務に従事する以外の 不要不急の外出自粛				解除
	キット	最終接触	不要不急の外出自粛					検査	検査 →就業可	検査せずに就業可 ※ただし、業務に従事する以外の 不要不急の外出自粛			解除
医療従事者 ※勤務を続ける 場合	PCR	最終接触	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査せずに就業可 ※ただし、業務に従事する以外の 不要不急の外出自粛				解除
	キット	最終接触	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査 →就業可	検査せずに就業可 ※ただし、業務に従事する以外の 不要不急の外出自粛			解除
上記以外の 濃厚接触者		最終接触	不要不急の外出自粛									解除	

2 留意事項

この検査を行うに当たって生じる費用は、**事業所負担（自費検査）**です。
 ※感染拡大傾向時の、**無症状者の県民を対象とした無料検査の対象ではありません。**

3 検査の実施手順

(1) PCR等検査及び抗原定量検査実施の場合

検査実施日：最終接触日から**6日目（1回）**

- ・県内でPCR等検査を行う民間検査機関に検査を依頼し、実施してください。
※必ず事前に民間検査機関にご相談ください。
※検査を受検する場合は、公共交通機関の利用を控えてください。



(2) 抗原定性検査（簡易検査キット）実施の場合

検査実施日：最終接触日から6日目、7日目（計2回）

- ・抗原定性検査の実施に当たっては、事業者は、「**検査管理者**」を配置する必要があります。未配置の事業者においては、下記の厚生労働省のガイドライン等を理解することで「検査管理者」を配置し、名簿として管理してください。
 - 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ・抗原定性検査を用いた検査実施体制に関する**確認書（別紙参照）**を作成してください。
- ・医薬品卸販売業者から抗原定性検査キットを購入し、検査を実施してください。
※必ず、社会機能維持者が濃厚接触者となった場合のみであって、その該当人数分だけ購入してください。
 - 一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html
- ・事業者は、当該者に検査日まで全く症状（咳、咽頭痛、発熱等）がなかったことを確認してください。
- ・検査管理者が受検者に対し検査の実施方法等について説明するとともに、理解を得たことを確認します。
- ・また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、**検査結果は必ず確認してください。**



4 検査後の対応

(1) 判定結果が陽性の場合

- ・事業者から当該者に対して、**医療機関の受診を促す**とともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めてください
※事前に医療機関へ連絡して受診するよう伝えてください。

(2) 判定結果が陰性の場合

- ・待機解除後に当該者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底してください。
- ・当該者に対して、**当該業務への従事以外の不要不急の外出や、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り控える**よう説明してください。